



許可番号第 09040042747 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 豊田市梅坪町六丁目7番地2

氏 名 有限会社 マツヤマ
代表取締役 松山 純成 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔



許可の年月日 令和 5年12月22日

許可の有効年月日 令和10年11月 4日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

（1）事業の区分

中間処分（選別、破碎）、埋立処分

（2）産業廃棄物の種類

ア 選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 埋立処分

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 6品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最

許可番号第 09040042747 号

終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

(1) 選別施設

ア 設置場所

豊田市堤町寺池26番1、28番、29番1、30番5

イ 設置年月日

平成20年11月

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

108.88m³/日 (13.61t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 破碎施設

ア 設置場所

豊田市堤町寺池26番1、28番、29番1、30番5

イ 設置年月日

平成20年11月

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

3.92t/日 (0.49t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 埋立施設(安定型)

ア 設置場所

豊田市御船町東山畠53番5ほか1筆

イ 設置年月日

平成6年2月15日

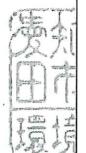
ウ 埋立地の面積

4,721.34m²

(全体面積 7,190m²)

エ 埋立容量

コピ一厳禁



許可番号第 09040042747 号

44, 999. 25m³

才 埋立処分する産業廃棄物

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

力 許可年月日

平成28年8月12日

キ 許可番号

5令豊田保第404-10号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年11月 5日 新規許可

平成25年12月 3日 更新許可

平成30年12月25日 更新許可

令和 5年12月22日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

● ●

コピー厳禁

